

南城市自主防災組織防災資機材等購入補助について

災害時に地域の拠点となる指定緊急避難場所の運営を担う自主防災組織には、倉庫、発電機、テント、投光器、簡易トイレなどの資機材の購入が必要である。また、整備後は、平時の際に避難訓練を実施し避難所の生活環境改善に取り組み、市民の安心安全の確保を図ることを目的に購入費用を補助します。

1. 申請期間

令和8年8月3日（月）から令和8年9月30日（水）まで

2. 補助金を申請できる団体

自主防災組織設立団体

3. 補助対象となる防災資機材の品目

- (1) 倉庫
- (2) 発電機
- (3) テント
- (4) 投光器
- (5) 簡易トイレ
- (6) その他市長が必要と認めたもの

4. 補助対象となる経費

- (1) 防災資機材の購入費用（消費税込み）〈上記3.(1)～(6)〉
※以下については、対象外となります。
 - (2) 一件当たりの取得価格が10万円を下回る物品〈補助金QA集Q1-7参照〉
 - (3) 防災資機材保管庫を購入する場合の建築確認申請に係る費用など、資機材そのものの費用ではない経費
 - (4) 消耗品の購入費用

(5) 補助金の交付が決定される前に購入した防災資機材の費用

5. 補助金の交付額

補助金の額は、1 自主防災組織につき 100 万円を限度とし、補助金の交付は、1 度限りとする。限度額を超える費用については、各自主防災組織の負担となります。

6. 申請から補助金の交付までの流れ

- (1) 申請書類の提出（自主防災組織 → 南城市）
- (2) 申請書類の審査・補助金交付決定（南城市 → 自主防災組織）
- (3) 防災資機材の購入（自主防災組織 → 購入店舗等）
- (4) 実績報告書類の提出（自主防災組織 → 南城市）
- (5) 補助金額の確定（南城市 → 自主防災組織）
- (6) 補助金の交付（南城市 → 自主防災組織）

※防災資機材は、必ず、補助金の交付が決定した後に購入して下さい。

※防災資機材を購入した後は、実績報告書を速やかに提出して下さい。

※（5）補助金額の確定後、請求書の提出から（6）補助金の交付まで、1 カ月程度かかります。あらかじめご了承下さい。

7. 様式等

(1) 申請時の必要書類

- ①自主防災組織防災資機材等購入補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②口座振込依頼書
- ③誓約書（購入した資機材については、災害発生時に災害応急対策に対して協力することを担保するため。）
- ④見積書の写し（品名（製品名）、数量、費用（消費税込み）の内訳が分かるものの）

(2) 申請内容の変更時の必要書類（変更がある場合のみ）

- ①自主防災組織防災資機材等購入補助金変更承認申請書（様式第3号）
- ②変更時は、見積書の写し（品名（製品名）、数量、費用（消費税込み）の内訳が分かるもの）

(3) 実績報告の必要書類

- ①自主防災組織防災資機材等購入補助金実績報告書（様式第4号）
- ②領収書の写し（購入日、品名（製品名）、数量、購入金額が分かるもの
購入品写真
- ③購入資機材の写真
- ④購入資機材の保管場所の位置図

8. 提出先及び提出方法

(1) 提出先

南城市総務部 秘書防災課 防災係

〒901-1495 南城市佐敷字新里 1870 番地

T E L 098-917-0256 F A X 098-917-5424

mail : hisyobousai@city.nanjo.lg.jp

(2) 提出方法

持参にてご提出ください。